

<一般委託>

不燃性残渣運搬委託(一般委託)仕様書

不燃性残渣運搬委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|--|
| 1 | 目的 | 横須賀ごみ処理施設の不燃ごみ等選別施設で粗大ごみ・不燃ごみを破碎、選別した後に発生した不燃残渣を三浦市一般廃棄物最終処分場に運搬する。 |
| 2 | 履行期間 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市長坂5丁目1-1ほか (横須賀市長坂5丁目1-1(横須賀ごみ処理施設)から 三浦市三崎町六合字堂ヶ島1848番1外(三浦市一般廃棄物最終処分場)) |
| 4 | 業務内容 | 別紙「不燃性残渣運搬委託特記仕様書」のとおり |
| 5 | 特記事項 | 別紙「不燃性残渣運搬委託特記仕様書」のとおり |
| 6 | 関係法規 | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」およびその他関係法令 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、(1)の資格又は(2)の業務実績を有すること。 (1)横須賀市一般廃棄物収集運搬許可 (2)平成26年4月1日以降に、国、地方公共団体(一部事務組合、広域連合含む)が発注した「一般廃棄物を一般廃棄物処理施設へ運搬する業務委託」の契約を、元請けとして締結し完了した実績があること |
| 8 | 契約方法 | 単価による業務委託契約(一般委託):単位(/トン) |
| 9 | 支払方法 | 本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 受託者の請求は、実績重量にもとづき行うものとする。 |
| 10 | その他事項 | 履行期間満了日までに、委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1箇月前までに通知すること。 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 横須賀市資源循環部南処理工場 046-835-4990 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|--|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。 |
|----------------------------------|--|

内訳書(単価契約用)

(税抜)

| No. | 案件名 | 単位 | 予定数量 | 上限単価(円) | 契約単価(円) |
|-----|-----------|----|------|---------|---------|
| 1 | 不燃性残渣運搬委託 | t | 920 | 5,000 | |

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること。

不燃性残渣運搬委託 特記仕様書

横須賀ごみ処理施設から排出される不燃性残渣の運搬業務に関し、委託者（以下、「甲」という）と受託者（以下、「乙」という）は次の事項を定める。

1 法令の遵守

乙は業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令を遵守しなければならない。

2 提出書類

乙は本業務開始までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務従事者名簿
- (2) 運搬で使用する車両の自動車検査証の写し
- (3) その他、甲が必要とする書類

更新又は変更した場合は速やかに届け出ること。

業務履行後は、甲が必要とする事項が記載された書類を月ごとに速やかに提出しなければならない。必要とする事項等、詳細については別途協議を行い決定することとする。また、契約期間終了後には年次報告を速やかに行わなければならない。

3 予定数量

920トンとする。

但し、運搬される不燃ごみの量が予定数量より少なかったことに起因する損害について、乙は甲に一切請求することはできないこととする。

4 契約方法

不燃性残渣1トンあたりの単価契約とする。

5 運搬回数

原則として週2回とする。ただし、不燃性残渣の発生状況等による運搬回数増減の指示が甲からあった場合に対応できる体制を整えること。

6 運搬車両

運搬に使用する車両は、次の仕様に準ずること。

- 車両長：9.5m以下
- 車両幅：2.5m以下
- 車両高：3.5m以下
- 最大積載量：10t以下
- 車両総重量：30t以下

7 積込業務及び運搬業務

運搬車両への積込作業については、甲が不燃ごみ等選別施設の不燃物バンカに不燃性残渣を貯留後、バンカを開き、直接荷台に積み込む。バンカの開閉操作は甲の職員が行うが、積込作業後の確認は乙が行うこととする。

また、運搬の際は、飛散、悪臭を防止するため、運搬車両の荷台をシートで覆うこと。

8 計量について

積込作業後、甲の計量機により計量を行い、計量値を記載した管理票を甲に提出すること。

9 計量単位

1 トンに満たない端数については小数点以下第2位までとし、それ未満は切り捨てるものとする。

10 搬送先

三浦市一般廃棄物最終処分場（三浦市三崎町六合字堂ヶ島 1848 番 1 外）
運搬経路については、原則として、別途甲から指示された経路を通ること。

11 環境への配慮等

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行すること。

12 従業員の安全管理と安全作業

乙は従業員に対して常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。なお、作業については安全を旨とし、安全対策に万全を期し、関係法令を遵守すること。

13 その他

- (1) 乙は甲との委託契約により関係する官公庁と協議を要するときは、甲の承諾を得て行うこと。
- (2) 横須賀ごみ処理施設内での作業については、同施設責任者の指示に従うものとする。
- (3) 三浦市一般廃棄物最終処分場内での作業については、同施設責任者の指示に従うものとする。
- (4) 業務遂行上事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、全て乙の責任において速やかに解決しなければならない。
- (5) 業務履行に際し、不明な点や疑義が生じた場合は速やかに甲に照会し、その内容を十分理解し、業務を遂行しなければならない。